

根室市酪農・肉用牛生産近代化計画

平成28年5月

根 室 市

目 次

I	酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針	1～4
1	根室市の酪農・肉用牛生産の役割・機能と展開方向	
2	生産基盤強化のための取組	
3	畜産経営の収益力の強化	
4	家畜衛生対策及び畜産環境対策の充実・強化	
5	畜産クラスターの取組等による畜産と地域の活性化	
6	畜産物の安全確保、消費者の信頼確保、ニーズを踏まえた生産・供給の推進	
II	生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標	4
1	生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標	
2	肉用牛の飼養頭数の目標	
III	酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標	5～6
1	酪農経営方式	
2	肉用牛経営方式	
IV	乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大のための措置	7
1	乳牛	
2	肉用牛	
V	飼料の自給率の向上に関する事項	8
VI	生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷 その他肉用牛の流通の合理化のための措置	8
1	集送乳の合理化	
2	肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置	
VII	その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項	9
1	担い手の育成と労働負担の軽減のための措置	
2	その他必要な事項	

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

1 根室市の酪農・肉用牛生産の役割・機能と展開方向

本市の農業は、昭和30年代に寒冷地農業として恵まれた土地資源を背景に草地型酪農が確立され、その後、酪農近代化計画の樹立、更には新酪農村建設事業等により先進的な大型農業が展開され地域の重要な産業としてその役割を担っています。

このように豊かな土地基盤などを背景に、規模拡大や生産性の向上により、順調に発展してきた酪農・畜産業ですが、一方では、担い手の高齢化や労働力不足などの課題や後継者不足による農業就業人口が減少傾向にあり、遊休農地の発生が懸念される事態となっています。

国際貿易交渉においては、TPP協定が大筋合意に至り、乳製品や牛肉などについて、国家貿易の維持やセーフガードなどの措置が講じられたものの、一部関税の撤廃や引き下げ、輸入枠の拡大などが盛り込まれ、農業関係者の不安は極めて大きいものとなっています。

本市の酪農及び肉用牛生産はまさに重要な岐路に立っており、今後とも、安全で高品質な加工原料乳及び牛肉の安定供給の役割と責任を果たし、地域の重要な産業として持続的な発展を遂げるため、今一度、畜産を飼い、畜産物を供給するという「原点」を再確認し、草地を最大限利用した酪農及び肉用牛生産を推進する必要があります。

そのために、地域の生産基盤の強化と地域ぐるみの収益性の向上を目指す、畜産クラスターの継続的な取組を推進するとともに、生産を構成する「人」「牛」「飼料」の持つ力を最大限に発揮し、加えて、地域営農支援システムの確立や搾乳ロボットに代表される新たな省力化技術の積極的な導入、大規模法人経営体の育成や放牧の推進など、「次なるステージ」の酪農及び肉用牛生産を確立するため、関係者共有の目標として、「高収益で魅力的な酪農・畜産の実現」と「日本の食と地域を支える酪農・畜産の持続的な発展」を目指します。

2 生産基盤強化のための取組

(1) 「人の視点」～担い手の育成と労働負担の軽減～

本市における畜産経営体の太宗を占める家族経営の持続的な発展に向けて、労働負担の軽減を図る省力化機械の導入や地域の実情に即した営農支援システムの整備、低コスト生産につながる基本技術の徹底など、生産性の向上とゆとりある畜産経営を実現する取組を推進します。

労働負担の軽減や作業の効率化を図るため、ヘルパー、育成センター、コントラクター、TMRセンター、公共牧場など家族経営を地域でサポートする多様な営農支援システムの確立と経営基盤の安定を図り、自給飼料の安定生産や飼養管理等への集中による生産性の向上などにより、地域全体での農業所得向上の取組を推進します。

また、次代の酪農及び肉用牛生産を担う新規就農者を育成・確保するため、関係機関・団体等と連携を図りながら、新規就農希望者に対する情報提供や研修等の充実強化、後継者不在農家や離農跡地の有効利用による農地取得や施設整備に係る負担軽減により、新規就農者や後継者の円滑な経営開始や経営継承を推進します。

(2) 「牛の視点」～乳牛・肉用牛飼養頭数の減少への対応～

酪農については、牛群検定の推進と検定情報の活用等による基本的な飼養・繁殖管理を徹底し、乳牛の供用期間の延長、受胎率の向上、分娩間隔の短縮、子牛事故率の低下、代謝異常の予防など、家畜を快適な環境で飼養し、乳牛の能力を最大限発揮させることで、生乳生産量の増加を図るとともに、地域営農支援システムの充実や省力機械の導入などの経営の分業化や省力化を支援することにより、個々の経営の飼養頭数の増加を推進します。

肉用牛生産については、飼養管理の改善による繁殖雌牛の初産分娩月齢の早期化や分娩間隔の短縮、繁殖雌牛の供用期間の適正化を図ることで、効率的な生産を推進します。

(3) 「飼料の視点」～飼料生産基盤の確立～

自給飼料生産基盤に立脚した畜産経営を確立するため、生産者団体と連携し、農地の集積・団地化を促進するとともに、牧草の優良品種を用いた計画的な草地整備改良による植生改善をはじめ、栽培管理技術の高度化や簡易更新の推進、飼料生産組織の活用など、草地基盤をフル活用した良質で低コストな粗飼料の生産・利用の拡大を推進します。

また、恵まれた自給飼料基盤を最大限活用するため、酪農における放牧の更なる普及や、肉用牛の繁殖雌牛で放牧を活用することにより、自給粗飼料利用率の向上を推進します。

3 畜産経営の収益力の強化

(1) 収益性の向上のための取組

適期刈取の励行、利用方法に合わせた草種の適切な組合せなど草地の適正な栽培管理や植生改善により、栄養価に優れる良質自給飼料の生産に取り組むとともに、自給飼料の有効活用による生産費の低減を推進します。

また、適正な飼養給与や、分娩監視や発情発見のためのICTの活用等による適正な繁殖・飼養管理を行うことにより、生産性の向上を推進します。

加えて、地域営農支援システムの活用や省力化機械の導入等、飼養管理の外部化・分業化や省力化に取り組むとともに、計画的な設備投資を行い、生産量の増加を推進します。

(2) 経営の持続的発展のための経営能力の向上

経営を持続的に発展させるため、生産者が自らの技術・経営データの管理や分析、積極的な研修への参加や経営コンサルティングの活用に取り組むほか、生産者グループ内で飼養管理技術や経営状況等の情報を共有することなどにより、自らの経営を客観的に評価し弱点を克服するなど経営の改善や発展に努めるとともに、牛群検定データ等を活用した指導や地域優良経営の横展開など、指導員等による支援体制の整備・強化を推進します。

また、きめ細やかな個体管理が求められる酪農及び肉用牛生産において、女性は重要な役割を担っているが、今後は飼養管理のみならず、女性の創意工夫や社交性が発揮できる取組を支援するなど、これまで以上に女性が経営や地域活動などに参画しやすい環境づくりを推進します。

4 家畜衛生対策及び畜産環境対策の充実・強化

(1) 家畜衛生対策

家畜の検査や監視の徹底、家畜伝染病の診断技術の向上等による防疫体制を強化し、的確かつ効率的な家畜衛生対策を推進します。

また、海外悪性伝染病の侵入防止に向け、関係機関とも連携しながら、外国人入国者や農場に対して、家畜伝染病に関する注意喚起や指導をより徹底するとともに、飼養衛生管理基準の遵守を基本とした農場段階での防疫の徹底と、関係団体等との協力のもと、実践的な防疫演習を実施する等、発生に備えた防疫対策の強化に努めます。

(2) 畜産環境対策

飼料基盤と飼養規模の調和を図るため、立地条件に応じた放牧の推進など自給飼料基盤に立脚した環境負荷の少ない畜産を推進します。

また、家畜排せつ物は貴重な有機質資源であることから、良質な堆肥・液肥の生産や適切な施肥管理を推進します。

5 畜産クラスターの取組等による畜産と地域の活性化

(1) 地域を支える畜産の振興

地域の酪農・畜産生産基盤の強化と地域ぐるみの収益性の向上を図るため、市や農協等が生産者をはじめ関係者と連携し、地域の現状と課題の分析を行い、共通の目標としての地域の将来像を実現するための具体的な取組を進め、地域全体の収益性を向上させる畜産クラスターの継続的な取組を関係者が一体となって推進します。

(2) 新技術の開発・普及、試験研究・普及・行政と地域との連携

関係機関・団体との連携のもと、酪農については、SNP（一塩基多型）解析技術を活用したゲノミック評価や凍結精液等の雌雄判別技術など、新たな家畜改良技術の普及のほか、多様な地域条件に適合した放牧技術や牧草の利用方法など、放牧利用の拡大に係る技術の開発・普及を推進します。

また、肉用牛生産については、ゲノミック評価の活用による改良速度の向上、自給粗飼料・国産飼料を活用した育成技術や肥育技術の開発・普及を推進します。

6 畜産物の安全確保、消費者の信頼確保、ニーズを踏まえた生産・供給の推進

(1) 安全な畜産物の供給と消費者の信頼を確保するための取組

安全・安心で高品質な牛乳乳製品に対する需要や生乳の広域流通などに的確に対応し、引き続き高品質な生乳生産を維持するため、関係機関・団体と連携の上、ポジティブリスト制度に対応した生産者段階での農薬や動物用医薬品等の適正使用の徹底と生産履歴の記帳・保管、搾乳機器の適正使用等による乳房炎対策などにより、総合的な乳質改善の取組を推進します。

(2) 畜産や畜産物に対する国民理解の醸成、食育等の推進

次代を担う子どもたちや学生、保護者に酪農及び肉用牛生産についての理解を深めてもらうため、教育機関等との連携のもと、学校給食の場や、ふれあい牧場、酪農教育ファームでの体験活動、産地交流会など様々な取組を通じ、「食」と「いのち」、「心」に関する教育などを行う食育活動を推進します。

II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

地域名	地域の範囲	現 在 (平成 25 年度)					目 標 (平成 37 年度)				
		総頭数	成 牛 頭 数	経産牛 頭 数	経産牛1頭当 り年間搾乳量	生 乳 生産量	総頭数	成 牛 頭 数	経産牛 頭 数	経産牛1頭当 り年間搾乳量	生 乳 生産量
根室市	根室市一円	頭 11,421	頭 6,852	頭 6,564	kg 7,402	t 48,589	頭 11,526	頭 6,180	頭 6,180	kg 8,205	t 50,710

- (注) 1. 成牛とは24カ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。
 2. 生乳生産量は自家消費量を含め総搾乳量とする。
 3. 「目標」欄には37、平成37年度の計画値を、「現在」欄には原則として平成25年度の数値を記入すること。以下表において同じ。

2 肉用牛の飼養頭数の目標

(単位：頭)

地域名	地域の範囲	現 在 (平成 25 年度)								目 標 (平成 37 年度)							
		肉用牛 総頭数	肉 専 用 種				乳 用 種 等			肉用牛 総頭数	肉 専 用 種				乳 用 種 等		
			繁殖 雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計		繁殖 雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計
根室市	根室市一円	442	377	0	0	377	65	0	65	450	400	0	0	400	50	0	50

- (注) 1. 繁殖雌牛とは、繁殖のように供するすべての雌牛であり、子牛及び育成牛を含む。
 2. 肉専用種のその他は、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。以下諸表において同じ。
 3. 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ。

Ⅲ 酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標

1 酪農経営方式

単一経営

方式名	経営概要										生産性指標										備考	
	飼養形態					牛					飼料					人						
	経営形態	経営牛頭数(頭)	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用(放牧地面積)	更新産次	作付系及び集乳	作付延べ面積(ha)	外部化(種類)	購入国産飼料(精飼)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト(生乳1kg当たり費用合計)	労働	労働	経営	経営			
I型 繫飼 60頭	家族	60	ST	ヘルメット 公研	分離給与	集約放牧	7,000	4.0	混藩主体	6.8	飼房給	—	7.4	6.8	1.0	8.2	7.8	4,660 (2,000)	4,067	3,337	730	365
II型 繫飼 80頭	家族	80	ST	ヘルメット 公研	分離給与	部分放牧	8,000	4.0	混藩主体	9.5	飼房給	—	7.3	6.8	1.0	7.6	7.7	6,120 (2,000)	6,102	4,917	1,185	395
III型 繫飼 100頭	家族	100	ST	有認証 TMRC	TMR	舎飼	9,500	4.0	有 主体	1.0	TMRC	—	6.8	6.8	1.0	8.3	4.2	4,210 (2,000)	8,923	8,047	876	438
IV型 F S 120頭	家族	120	F 有 有	有認証 TMRC	TMR	舎飼	9,500	4.0	有 主体	1.2	TMRC	—	6.8	6.8	1.0	8.2	2.2	2,650 (1,800)	11,216	9,928	1,288	644
V型 F S 200頭	法人 (個人)	200	FM	有認証 コントラ	TMR	舎飼	9,000	4.0	有 主体	2.0	コントラクター	—	7.3	6.5	1.0	8.5	3.6	7,130 (2,000)	16,992	15,123	1,869	623
VI型 F S 400頭	法人 (個人)	400	FM	有認証 公研	TMR	舎飼	8,000	4.0	有 主体	4.2	飼房給	—	7.4	6.6	1.0	8.8	4.8	19,360 (2,000)	30,583	27,909	2,674	669

- (注) 1. 「方式名」欄には、経営類型の特徴を、「備考」欄には、「方式」を適用すべき区域名等を記入すること。
 2. 6次産業化の取組を織り込む場合には、基本方針の第3の票のように、6次産業化部門に係る指標を分けて記入すること。
 3. (注)1, 2については、「2肉用牛経営方式」についても同様とする。

2 肉用牛経営方式

(1) 肉専用種繁殖経営

方式名		経営概要										生産性指標										備考					
		飼養形態					飼養形態					牛					飼料						人				
		飼養頭数(頭)	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用(放牧地面積)(ha)	分娩間隔(ヶ月)	初産月齢(ヶ月)	出荷月齢(ヶ月)	出荷時体重(kg)	作休体系及び採取	作付延べ面積※放牧利用含む(ha)	外部化(種類)	購入量(種類)	飼料自給率(国産飼料)(%)	粗飼料給与率(%)	経営内堆肥利用割合(割)	生産コスト(子牛1頭当たり費用合計)(円)	労働時間(子牛1頭当たり労働時間)(hr)	労働時間(主たる従事者の労働時間)(hr)	粗収入(万円)		経営費(万円)	農産物所得(万円)	主たる従事者1人当たり所得(万円)		
I型 肉専用種 繁殖経営 (複合)	家族経営 複合	繁殖30	牛房群飼	-	分離給与	放牧3.9	12.5	24.0	去勢 8.0 雌 8.0	253 雌 235	253 雌 235	19.0	-	-	85.0	80.0	10	367,947	65.9	2,360 (1,800)	2,040	1,380	660	510			
II型 肉専用種 繁殖経営 (複合)	家族経営 複合	繁殖50	牛房群飼	-	分離給与	放牧13.0	12.5	24.0	去勢 8.0 雌 8.0	253 雌 235	253 雌 235	32.0	-	-	85.0	80.0	10	336,033	50.4	3,100 (1,800)	2,210	1,450	760	590			

IV 乳牛又は肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

1 乳牛

(1) 地域別乳牛飼養構造

地域名		①総農家戸数 (戸)	②飼養農家戸数 (戸)	②/① (%)	乳牛頭数		1戸当たり平均飼養頭数 ③/② (頭)
					③総数 (頭)	④うち成牛頭数 (頭)	
根室市	現在	122	104 (11)	85.2	11,421	6,852	109
	目標		80 (11)		11,526	6,180	144

(注)「飼養農家戸数」欄の()には、子畜のみを飼育している農家の戸数を記入する。

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

地域営農支援システムの確立、畜舎整備等による規模拡大、搾乳ロボット導入等による省力化に対する支援を実施し、飼養規模の維持・拡大を図ります。また、牛群検定情報の活用による適切な飼養管理、雌雄判別精液の活用等により、必要な乳牛頭数の確保を図ります。

2 肉用牛

(1) 地域別肉用牛飼養構造

	地域名	① 総農家数 (戸)	② 飼養農家戸数 (戸)	②/① (%)	肉用牛飼養頭数(頭)							
					総数	肉専用種			乳用種等			
						計	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種
肉専用種 繁殖経営	根室市	現在	16		377	377	377	-	-	-	-	-
		目標	15		400	400	400	-	-	-	-	-
乳用種・交雑種 育成経営	根室市	現在	2		65	-	-	-	-	65	65	-
		目標	1		50	-	-	-	-	50	50	-
合計	根室市	現在	18		442	377	377	-	-	65	65	-
		目標	16		450	400	400	-	-	50	50	-

(注) ()内には、一貫経営に係る分(肉専用種繁殖経営、乳用種、交雑種育成経営の副房経営について内数を記入すること。

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

酪農専業地域であり、戸数の多くは複合経営であり、専業は少数であるが複合経営を含め低コスト牛生産方式を確立し生産の合理化を図ります。

① 肉専用繁殖経営

酪農家に対しては、既存施設の利用と家畜飼養の経験を活かしたスムーズな経営の複合化を推進する。また、既存経営における簡易施設等の工夫による作業の効率化やグルーピング等による牛群の効率的な管理を推進します。

② 乳用種・交雑種育成経営

酪農家による初生牛の適正管理及び導入後の予防と飼養管理の徹底により事故率の低減による安定した経営の確立を図ります。

V 飼料の自給率の向上に関する事項

1 飼料の自給率の向上

		現 在	目 標
飼料自給率	乳用牛	66%	73%
	肉用牛	70%	93%
飼料作物の作付延べ面積		8,621 ha	8,621ha

2 具体的措置

① 草地の植生改善による良質な自給粗飼料の増産

地域に応じた雑草駆除の徹底と、優良品種を活用した草地整備改良等を実施することにより、植生改善への取組を推進し、牧草の単収を増加させます。

② 放牧地の条件整備

牧草に適した飼料作物の作付を推進するとともに、牧柵等の設置など放牧利用ができるよう環境整備を推進します。

VI 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷 その他肉用牛の流通の合理化のための措置

1 集送乳の合理化

生乳の安定的かつ計画的な供給体制の確立と流通コストの低減を図り、需給動向に即、対応可能な集送乳体制を整備します。

2 肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

(1) 肉用牛の出荷先

	現 在 (平成 25 年度)						目 標 (平成 37 年度)					
	出荷頭数 ① (頭)	出 荷 先				②/① (%)	出荷頭数 ① (頭)	出 荷 先				②/① (%)
		道 内			道外 (頭)			道 内			道外 (頭)	
		食肉処理 加工施設 ② (頭)	家畜 市場 (頭)	その他 (頭)				食肉処理 加工施設 ② (頭)	家畜 市場 (頭)	その他 (頭)		
肉専用種	377	-	377	-	-	-	400	-	400	-	-	-
乳用種	65	-	65	-	-	-	50	-	50	-	-	-
交雑種	0	-	0	-	-	-	0	-	0	-	-	-

(注) 食肉処理加工施設とは、食肉の処理加工を行う施設であって、と畜場法(昭和 28 年法律第 114 号)第 4 条第 1 項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。

Ⅶ その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

1 担い手の育成と労働負担の軽減のための措置

(Ⅰの2(2)「人の視点」～担い手の育成と労働負担の軽減～において記載)

2 その他必要な事項

- (1) 受精卵移植技術等を用いた核移植及び雌雄判別卵移植等の活用を用いて、改良及び増殖の飛躍的な改善を図ります。

また、搾乳ロボット等のハイテク技術を用いた飼養管理支援機器の導入について調査研究を推進します。

- (2) 農家の経営をより健全に育成するため、経営内容を定期的にチェックし、経営分析を実施し、その結果をもとに経営状態、技術水準の低い農家に対して、営農指導の徹底を図ります。

また、法人化により経営管理の合理化及び経営の拡大を図る農家については、積極的に支援します。

- (3) ヘルパー組合及びヘルパー要員の育成・強化を図り、定期的に休日を確保できる体制づくりを進め、ゆとりある経営を推進します。

また、粗飼料生産並びに糞尿処理におけるコントラクターの育成支援を行い、労働負担の軽減を図ります。

- (4) 飼養頭数の増加や集団化に伴い、伝染性疾病が発生した場合には多大な被害を及ぼすことから衛生管理技術の普及・向上、自衛防疫体制の充実強化に努めます。

また、生産段階での安全性確保対策を強化し、消費者が求める安全で高品質な畜産物の安定供給に向けた体制整備を推進します。